

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人男鹿保育会行動計画

策定日：令和4年4月1日

職員が仕事と子育てを両立しながら安心して働くことができる環境、また女性の就労継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2. 計画の目標項目

●目標1

職員の年次有給休暇の取得率を85.0%以上にする。
(現状80.3%、法定を超えた年休含む)

【取組内容】

令和4年4月～

年次有給休暇取得について園長会議、職員会議等で全職員に対し再度周知を行う。

令和4年12月～

前年の年次有給休暇取得率を調査し改善の確認を行うほか、取得率の低い場合は原因を調査し改善策を講じる。

●目標2

育児休業、介護休業等の取得をしやすい環境整備のために制度の周知を行う。

【取組内容】

令和4年4月1日～

制度等に関する説明資料を作成し、全職員に対し周知するほか管理職に対して研修を行う。

事務局に相談窓口を設置し、相談支援を行う。